

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年1月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小中学校建築的暑熱対策手法検討業務委託

(2) 業務内容

夏季における昨今の異常な気温上昇に伴い、普通教室や体育館など空調設備の改善が求められており、老朽化した普通教室の空調設備の計画的な更新と並行して、より効果的な暑熱対策を実施することを目的として、建築的な暑熱対策の各種手法の検討および区で対応する簡易手法の効果検証を行い、あわせて、各学校の暑熱対策実施計画を検討する業務を委託するものである。

(3) 履行期間（予定）

契約の日から令和7年3月14日まで

(4) 提案限度額

7,770千円（消費税を含む。）以内

2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有しているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③市町村及び都税・県税事務所が発行する法人事業税（「地方法人特別税」を含む）の納税証明書

④財務諸表（過去2年間）

(3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 国税・都道府県民・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 以下の①又は②のうち、いずれか1項目以上の実績を有すること。

①平成26年度以降に、学校教室等の温熱環境調査業務を完了した者

②平成26年度以降に、延床面積3,000㎡以上の学校教室等の温熱環境改善を目的とした

改修設計業務（建築的な手法を含むものとし、空調設備の導入・更新のみのものを除く。以下、改修設計業務という。）の履行実績があること。

- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、招請通知を受理した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の実績 (業務実績等)	業務実績
業務実施体制 (技術者の実績等)	管理技術者及び各主任技術者の資格、業務実績

(2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価基準
業務スケジュール	① 業務遂行のため具体的なスケジュールを提案しているか。 ② 長期休暇の活用等、児童生徒の学習に支障、影響の出ない検討をしているか。 ③ その他、提案があるか。
事業実施の基本方針	提案募集説明書「3 プロポーザル方式を採用する理由」に記載された「学校運営への影響を可能な限り抑制する手法」について、基本方針を提案しているか。
業務の実施方針	① 快適な学校環境に配慮した計画がされているか。 ② 生徒の安全性に配慮した計画がされているか。 ③ 施設整備の際に現実性のある計画がされているか。 ④ その他、提案があるか。
業務体制	① 事業者とその他業務管理者の役割、責任及び関係について、適切な体制図を提示しているか。 ② 区及び学校との連絡について、適切なフロー及び方法を提案しているか。 ③ 検討、調査及びその他業務について、適切な業務フローを提案しているか。

業務提案	①本業務の内容を理解し、業務の目的に沿った業務提案をしているか。 ・温熱環境の改善メニュー ・検証手法の妥当性 ・ワークショップの実施内容 ②コストに対して効果のある計画を提案しているか。
------	--

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎2階（21番窓口）

（土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時）

電 話 03-5432-2665

FAX 03-5432-3029

メール SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付期間及び方法

期 間 令和6年1月30日（火）～2月20日（火）午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00208142.html>

[トップページ](#) → [目次から探す](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#) → [発注情報](#)
 → [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [子ども・教育・若者支援](#)
 → 「世田谷区立小中学校建築的暑熱対策手法検討業務委託」プロポーザルの実施について

又は（ホームページの上部検索スペースにページ番号「208142」と入力して検索）

(3) 質疑応答の期間並びに提出場所及び方法

受付期限 令和6年2月13日（火）17時まで

場 所 上記（1）に同じ

方 法 電子メールにて添付ファイル（Word形式）を提出すること。

回 答 令和6年2月16日（金）までに全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開

(4) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年2月20日（火）午後5時（必着）

場 所 上記（1）に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。（郵送不可）

(5) 審査書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年3月4日（月）午後5時（必着）

場 所 上記（1）に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成要否：要
- (4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (11) 本件は令和6年度第1回区議会定例会での予算成立を条件とし、当該予算の議決又は配当がなされなかった場合、プロポーザルを中止します。
- (12) 詳細は説明書による。